

公益社団法人野洲市シルバー人材センター  
令和6年度事業計画

我が国の少子高齢化と人口減少が続く中で、社会の活力を維持し、持続可能な社会を実現して行くためには、働く意欲のある高齢者がその経験と能力を生かして、元気に活躍できる地域社会づくりが求められています。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を会員へ提供することで、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の維持増進、ひいては、地域社会の活性化、医療や介護費用の削減などに貢献しています。

しかしながら、国の企業に対する70歳までの就業機会確保の指導により、現役世代のシルバー人材センターへの入会年齢が年々高くなり、在会期間の短縮や作業の安全性に課題が生じています。このため当シルバー人材センターでは、満65歳までの入会を対象とした「早期割引」、数え年が80歳以上の会員の退会抑制「傘寿割引」及び夫婦等の入会促進として「家族割引」の3つの会費割引制度を取り入れ令和6年4月から施行します。

昨年度は新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、行動制限が緩和された影響もあると考えられますが、受注件数、契約額とも前年度に引き続き、増加傾向にあります。今後も高齢者が安心して就業できる場を確保しながら、地域のニーズに応える事業を継続していく必要があります。

令和6年度におきましても、会員の確保・拡大と組織の充実のため、専門部会（総務、事業、広報、女性）の活動の充実を図り、また、安全・適正就業委員会と連携し、「事故ゼロ」を目指して、安全第一に就業していただけるよう指導・研修を行い、安全意識の高揚と啓発活動を積極的に推進します。

なお、各事業については下記のとおり取り組みます。

(1) 会員拡大と就業機会の拡大

会員拡大においては、4月からスタートするシルバー年会費の割引制度「早期割引」、「傘寿割引」及び「家族割引」を広く報じ会員拡大を図ります。

また、月2回の定期的な入会説明会に加え、希望者には随時説明会を行うことにより、効果的に新規会員の加入促進に努めます。

就業機会の拡大については、既存の就業機会の確保とともに、新規企業、事業所等を掘り起こし、新たな就業分野を開拓しながら受注拡大に努めます。

- 広報紙・チラシの新聞折り込み、ホームページのWeb入会制度の周知
- 入会者紹介制度を活用し、会員の口コミによる「一人一会員勧誘運動」の推進
- 新たな「同好会」の発足及び活動の支援による会員拡大
- 普及啓発月間(10月)を中心とした市内の企業、事業所訪問の実施
- シルバー派遣事業の拡大

## (2) 安全就業の徹底と適正就業の推進

会員の高齢化を踏まえ「安全は全てに優先する」の基本理念の下、安全就業の周知徹底を行い、以下の施策により事故ゼロを目指します。

ここ数年、当センターの傷害事故及び損害賠償事故は多く発生しています。

引き続き安全・適正就業委員会と連携し、それぞれの現場に即した安全管理について指導・研修等を行い、就業中の事故はもとより通勤途上の事故についても撲滅に努めます。

また、就業形態の多様化が進む中で、法令等を遵守した適正な就業を推進するため、発注者や就業会員に対して、適正就業に係る情報の提供に努め、シルバー事業の理念及び仕組みについての理解を求めます。

- 安全・適正就業委員会の開催により就業現場への安全パトロールの実施、また、発生した事故の検証による再発防止の徹底
- 7月の「安全・適正就業強化月間」期間中、のぼり旗等による啓発活動
- 機械・器具の随時点検・修繕等の実施
- 草刈機取扱い安全講習会、剪定安全講習会及び交通安全講習会の実施
- 県連合会等が実施する講習会の周知と参加
- 「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の遵守

## (3) 普及啓発活動の推進

10月の環境美化活動（奉仕活動）及び県連合会主催のシルバーフェスティバルへの参画により、シルバー人材センターの事業活動を広く啓発します。また、広報紙、チラシの発行及びホームページによりシルバー事業の普及啓発に取り組みます。

- 市広報紙への記事掲載依頼、センター広報紙、事務局だより、チラシの発行、のぼり旗の設置
- 会員募集のポスターの作成及び公共施設等への掲示
- 普及啓発促進月間(10月)における啓発活動の実施
- ホームページによる情報公開

## (4) 事務局運営の効率化

コスト意識の醸成や計画的な予算執行に努め、運営経費の効率的な運用と縮減に取り組み、またセンターの公益的立場や社会的責任を一層自覚し、法令遵守の徹底を図ります。

## (5) 職業紹介事業の実施

臨時的、短期的又は軽易な業務について、各事業所等からの要請に伴う会員への就業情報を提供します。

## (6) デジタル化の推進

デジタル化の推進により、センターの事務処理の効率化に取り組むと共に、ショートメッセージなどを活用して、センター・会員間の迅速な情報発信に努めます。

## (7) 独自事業の取り組み

会員の創意と工夫により地域のニーズに応える自主的な事業を行うことに

より、就業機会の確保・提供及び啓発を行います。

○市民を対象としたパソコン講座の実施

○シルバークフェスティバルへの出店による啓発活動の実施

(8) 人権問題の取り組み

人権問題の解決は私たち一人一人の課題であることを念頭に、また地域社会の一員であるという自覚のもと、社会的責任として行政機関や関係団体と連携し、人権問題の解決と人権が尊重される組織づくりに努めます。

○学区（地区）別懇談会において人権研修を実施

○事務局だよりの「人権コーナー」に啓発記事を掲載